

議案第12号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年9月13日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第3条 県営住宅条例による県営住宅とあいまって、住宅に困窮する勤労者に対し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を賃貸し、もって鳥取県の住宅事情を改善するため<u>特別県営住宅として上福原第2特別団地を米子市上福原六丁目に設置し、</u> <u>その戸数は12戸とする。</u></p> | <p>(設置)</p> <p>第3条 県営住宅条例による県営住宅とあいまって、住宅に困窮する勤労者に対し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を賃貸し、もって鳥取県の住宅事情を改善するため<u>特別県営住宅を別表のとおり設置する。</u></p> |

別表（第3条関係）

| 名 称 | 位 置 | 戸 数 |
|-----------|-----------|-----|
| 城南特別団地 | 鳥取市田園町二丁目 | 32 |
| 寿特別団地 | 鳥取市西品治 | 48 |
| 越殿特別団地 | 倉吉市広瀬町 | 16 |
| 上福原第1特別団地 | 米子市上福原六丁目 | 32 |
| 上福原第2特別団地 | 米子市上福原六丁目 | 19 |

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。